

健康危機対処計画について

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号）が成立。

・感染症法においては、都道府県に策定が義務付けられていた予防計画について、新たに保健所設置市・区にも策定が義務付けられるとともに、健康危機管理体制やマネジメント体制の強化、人材育成（IHEAT等応援職員含む）、専門的な調査研究、試験検査等のための体制（地方衛生研究所等）の整備等が法定化された。

・また、都道府県は連携協議会を創設し、予防計画の策定や平時から感染症発生・まん延時の役割分担や連携内容の調整等のための協議を行うことと明記された。連携協議会のメンバーは保健所設置市、保健所、一般市町村、医療機関、消防、その他関係機関等を想定。

・さらに、地域保健法においても、令和5年3月に「地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）」が改正され、各保健所・地方衛生研究所は令和5年度末までに「健康危機対処計画」を策定する。健康危機対処計画は、予防計画の実行性を担保し、新興感染症等の健康危機に備えた平時・感染症拡大時等の体制整備等について定める。

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」改正の主なポイント

1. 基本的な考え方

- 広域的な感染症のまん延に対応するための国、広域自治体たる都道府県、保健所設置自治体の役割の明確化
- 健康危機に備えた計画的な体制整備の推進

2. 保健所の健康危機管理体制

- 広域的な感染症のまん延に備えた人材の活用（IHEAT、自治体間の職員の応援派遣）や人材育成のための取組
- 統括保健師等のマネジメントを担う保健師の配置
- 市町村や関係団体等との連携強化
- 「健康危機対処計画」の策定

3. 地方衛生研究所の健康危機管理体制

- 地方衛生研究所の法的位置づけや体制整備の基本的指針
- 人材育成・実践型訓練の実施
- 国立感染症研究所や関係機関等との連携強化
- 「健康危機対処計画」の策定

※ 「健康危機対処計画」では、感染症の発生当初や拡大期など状況に応じ必要となる業務の内容や量を見積もり、平時から人員体制や業務の優先順位などを定めておく等、組織体制、連携体制、人材育成等について規定する。

健康危機対処計画の記載事項について

保健所・地方衛生研究所

健康危機対処計画

地域保健法

①業務量の想定	②組織体制	③業務体制	④関係機関との連携	⑤情報管理・リスクコミュニケーション
人員数の想定	所内体制、受援体制、職員の安全管理・健康管理、施設基盤・物資の確保	相談対応、医療提供体制、検査体制、積極的疫学調査、健康観察・生活支援、入院・入所調整	協力機関のリストアップ、事業スキーム構築	フェーズにおける対応等

右記のフェーズごとに①～⑤を記載

I.感染発生時、II.流行初期、III.流行初期以降、感染が収まった時期

上記に加え、人材確保・育成や事後評価に関する事項、検査実施体制の確保、情報収集および提供・調査研究の推進等についても盛り込む

予防計画の実行性を担保

都道府県、熊本・上益城地域（地域計画）

第8次保健医療計画

医療法

5 ①がん、②脳卒中、③心血管疾患、④糖尿病、⑤精神疾患

6 ①救急医療、②災害医療、③へき地医療、④周産期医療、⑤小児医療、⑥新興感染症発生・まん延時における医療

在宅医療

都道府県・保健所設置市

感染症予防計画

感染症法

<記載内容>

- ・ 感染症発生予防・まん延防止施策
- ・ 外出自粛対象者の療養環境整備
- ・ 感染症に係る医療提供体制
- ・ 保健所の体制確保
- ・ 検査実施体制・検査能力の向上
- ・ 人材育成・資質向上 等

<設定する数値目標>

- ・ 検査実施件数、検査設備の整備数
- ・ 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数
- ・ 感染症対応業務人員確保数（保健所体制整備） 等

整合性